

「木野目地区整備計画」通信 第20号

(通称：木野目方式)

発行日 令和5年4月

発行 川越市 都市計画部 都市計画課

(道路後退行政指導による地区整備を進める背景について)

当地区は、昭和45年に市街化区域として都市計画決定したものの、農地が多く市街地整備の進捗が鈍いことから、埼玉県から市街化調整区域に戻すか、市街化区域存続なら乱開発を避けるべく基盤整備を実施するよう指摘を受けました。

その後、地元の方々が市街化区域存続を望んでいたことから、基盤整備の手法として昭和52年に「木野目地区整備計画」が決定されました。

この行政指導は、主に農地において建築や開発による農地転用、相続時の物納や納税猶予の際に拡幅計画図(右図)に基づき、計画幅まで道路後退をしていただき、路線として後退が図られた区間を整備することで基盤を整え、安全で快適な市街地環境の形成を目指しております。(既存宅地においては、建替えの際に本行政指導を行っております。)

農業用水路についても、関係機関と調整するとともに、水路機能を考慮しながら道路として活用することを検討していきます。

また、同様の行政指導を、山田・宮元町地区と南田島地区でも行っております。

(令和4年度に実施した事業について)

- 令和4年度に実施した道路事業はございません。引き続き道路整備に努めます。
- 地区内で建設管理課が地籍調査を実施しております。

御協力とお願い

地区整備計画は、地区の皆様の御理解と御協力の基に取り組まれている事業ですので、所有権移転や相続後も引き続き御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

自己開発や農地転用の予定、また相続発生の際は、都市計画課までご相談くださいますようお願いいたします。

お問合せ先 川越市 都市計画部 都市計画課

電話 049-224-5945

FAX 049-225-9800

